

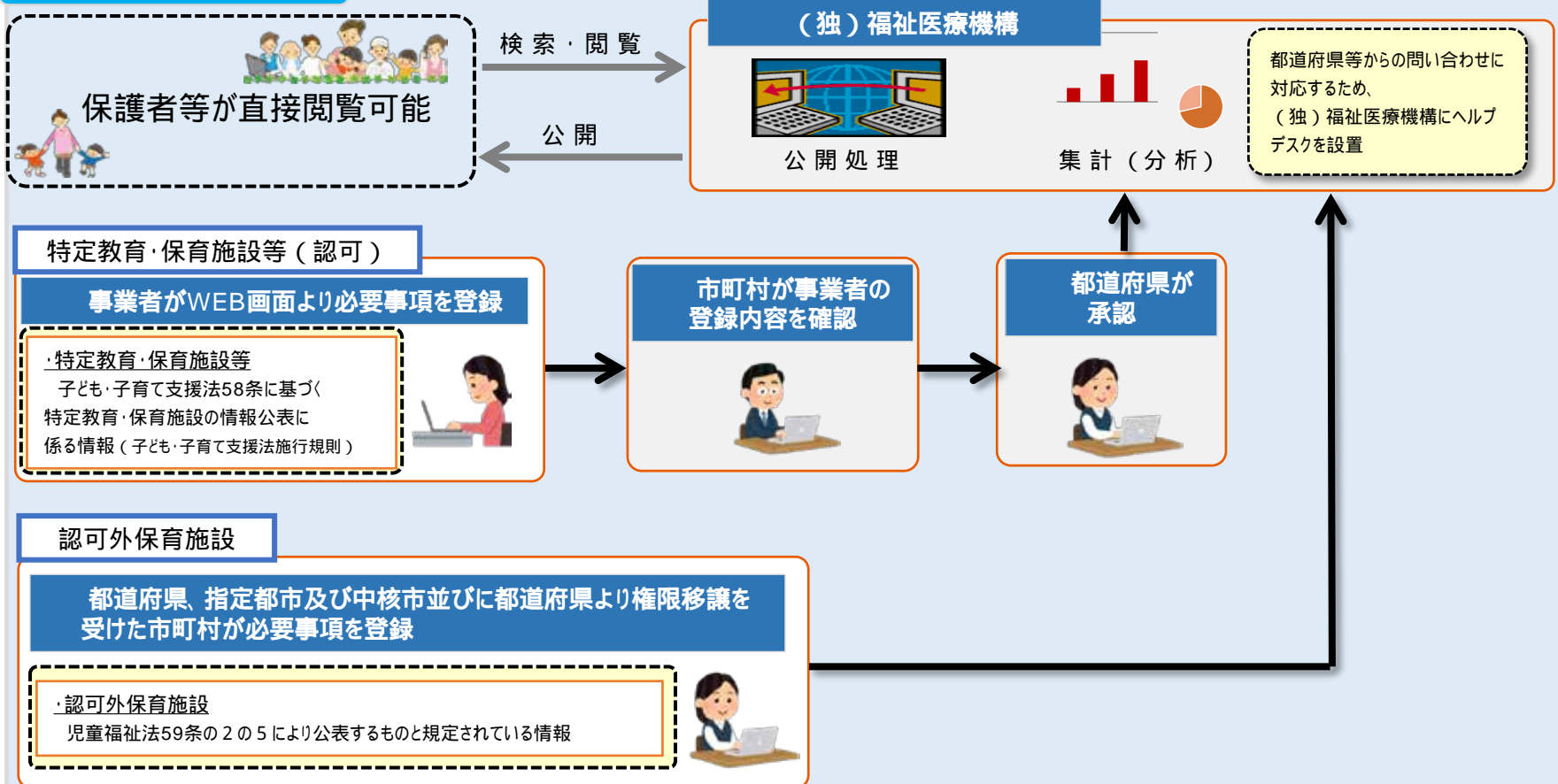
本事業の趣旨について

子ども・子育て支援法第58条に基づく特定教育・保育施設等の情報公表、及び幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設（ベビーシッターを含む。以下同じ。）の児童福祉法第59条の2の5に基づく情報公表について利用者が施設の選択に資する情報をインターネット上で、直接閲覧できる環境を構築し、安定した運用を行うことを目的とする。

都道府県は子ども・子育て支援情報公表システムに掲載することで「子ども・子育て支援法第58条」の公表をしたとみなされ、HP掲載などの負担が軽減される他、市町村においては紙ベースからの手入力が増減される。また、事業者においては、都道府県への報告がオンラインで可能となり、利用者にとっては、ひとつのwebサイトで全国の施設情報が閲覧可能というメリットがある。

令和元年度（2019年度）にシステム構築し、自治体や事業者において入力作業を行い、令和2年9月30日に公開を行った。

本システムの概要



子ども・子育て支援法第58条

特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教育・保育に係る教育・保育情報（教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であって、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

児童福祉法第59条の2の5

第59条の2第1項に規定する施設の設置者は、毎年、厚生労働省令で定めるところにより、当該施設の運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、毎年、前項の報告に係る施設の運営の状況その他第59条の2第1項に規定する施設に関し児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、これを各施設の所在地の市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

導入までの背景

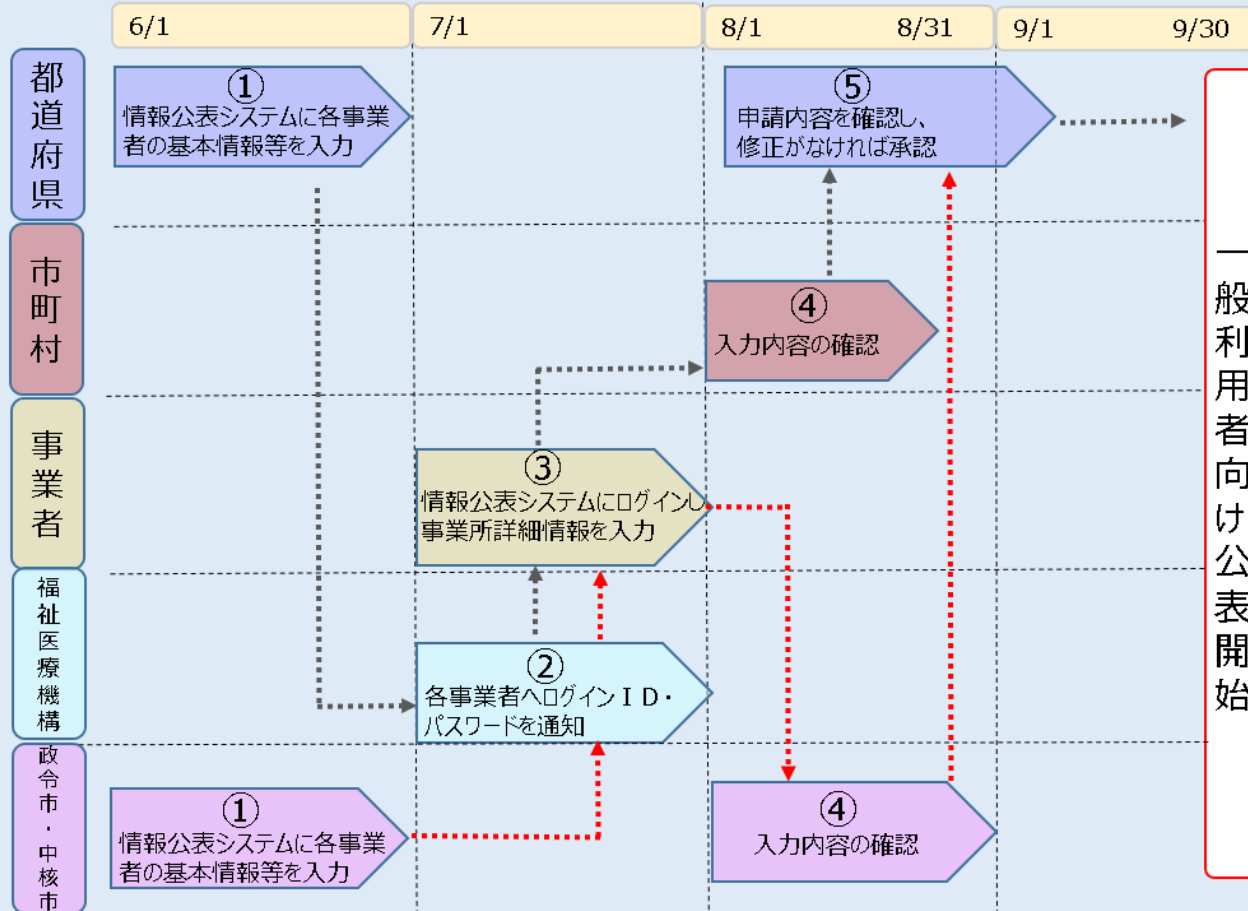
平成27年4月より施設型給付の管理等の国と自治体が行う業務を処理するための「子ども・子育て支援全国総合システム」を運用していたが、平成29年10月に会計検査院より「市町村等における業務の実態等や総合システムの運用状況の的確な把握や分析により効果的な子育て支援等の実施が図られ、情報の公表が保護者の確認施設の選択に資するものとなるよう、システムの運用等について見直すべき」との意見表示を受けて、自治体にアンケート及びヒアリングを実施しシステムの見直しについて検討を行った。

検討の結果、利用者の選択に資する施設情報を直接閲覧可能なシステム上でデータを管理し、公表ができるように、公募により外部移管することとし、平成31年2月及び令和2年2月の「子ども・子育て支援新制度都道府県等説明会」において説明を行った。

令和2年6月より運営を開始し、9月30日の公表に向けて取り組んできたところである。

公表までの手順

特定教育・保育施設等（認可）の例
認可外保育施設等の場合は都道府県(または権限移譲を受けた市町村)が登録を担う



公表項目一覧

【認可】

大項目	小項目
当該報告に係る教育・保育提供に関する事項	法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
	法人の代表者の氏名及び職名
	法人の設立年月日
	法人が教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地を管轄する都道府県の区域内に所在する当該法人が設置する教育・保育施設及び当該法人が行う地域型保育事業(本園・分園)
当該報告に係る教育・保育提供に関する事項	教育・保育施設又は地域型保育事業の種類
	施設等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
	事業所番号
	施設等の管理者の氏名及び職名
教育・保育に従事する従業者に関する事項	認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の認可又は認定を受けた年月日
	当該報告に係る事業の開始年月日又は開始予定年月日及び確認を受けた年月日
	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の規定により連携する特定教育・保育施設又は居宅訪問型保育連携施設の名称(特定地域型保育事業者に限る。)
	職種別の従業者の数
教育・保育等の内容に関する事項	従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの小学校就学前子どもの数等
	従業者の教育・保育の業務に従事した経験年数等
	従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況
	施設等の開所時間、利用定員、学級数その他の運営に関する方針
当該報告に係る教育・保育の利用料等に関する事項	当該報告に係る教育・保育の内容等(特定教育・保育施設における保護者に対する子育て支援の実施状況(幼稚園及び保育所については実施している場合に限る。))を含む。)
	利用料(実費徴収・上乗せ徴収)
権利擁護等のために講じている措置に関する事項	教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取組の状況
	利用者等に対する利用者が負担する利用料等に関する説明の実施の状況
	相談、苦情等の対応のための取組の状況
教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項	安全管理及び衛生管理のために講じている措置
	情報の管理、個人情報保護等のための取組の状況
	教育・保育の提供内容の改善の実施の状況

【認可外】 施設類型毎に公表の有無が異なる。

大項目	小項目
施設基本情報	施設・事業所名
	設置者名・法人格・管理者
	所在地(住所)・電話
	交通手段(最寄り駅等)
施設・設備情報	事業開始日
	届出受理日
	施設類型区分(ベビーホテル・事業所内保育、家庭的保育、ベビーシッター等)
	企業主導型保育事業(地域枠)
施設・設備情報	指導監督基準適合証明書交付(交付年月日)
	建物構造(鉄筋コンクリート造、木造等)
	建物構造(階数(階建ての階))
	建物形態(専用建物、ビル内、集合住宅等)
利用定員等	保育室等(数・面積)
	調理室、医務室、便所、その他(数・面積)
	利用定員(年齢別・合計)
	利用児童数(年齢別・合計)
サービス内容	開所・閉所時間(平日・土・日祝)
	延長保育(有無・時間)
	一時保育
	夜間保育
サービス内容	24時間保育
	病児保育
	保育料(月極額・定期契約・一時預かり)
	保育料以外の実費(食事代等)
指導監督等実績	保育従事者数(常勤・非常勤)
	有資格者数(保育士、看護師、家庭的保育者等)
	研修受講者数(居宅訪問型保育研修等)
	前年度年次報告提出実績
その他	前年度監査実績(改善事項の有無)
	備考
	保険加入(加入保険名)
	マッチングサイト関係(ベビーシッターのみ)

子ども・子育て支援情報公表システム ここdeサーチ

子ども・こそだての情報は「ここdeサーチ」で!

公表開始

令和2年9月30日

公表画面イメージ PC・スマートフォン共に対応

1

トップ画面

「近くの施設を探したい」または「もっと詳しく調べたい」のどちらかのボタンより、検索できます。
(「近くの施設を探したい」ボタンからは、現在地に基じた検索が可能です。)

2
検索画面

「もっと詳しく調べたい」のボタンを押すと、住所などのキーワードや施設の種別等で検索ができます。



知りたい地域の認定子ども園や保育所、幼稚園などの情報をお住まいの地域や最寄り駅などから検索することができます。施設の詳細が地図情報とあわせて閲覧できます。



近くの施設を探したい

現在地から近くの児童施設を検索できます。



もっと詳しく調べたい

条件を指定して児童施設を検索できます。



検索

1. 場所を選ぶ

キーワード

住所・最寄り駅などを指定する 現在地をセットする

検索範囲(四方)

500m 1km 3km 5km

絞り込み表示

選択した市町村に絞り込んで表示

検索条件のリセット

2. 種類を選ぶ

施設の種別

<input type="checkbox"/> 保育所	<input type="checkbox"/> 家庭的保育
<input type="checkbox"/> 0歳～5歳	<input type="checkbox"/> 小規模保育
<input type="checkbox"/> 認定子ども園	<input type="checkbox"/> 事業所内保育
<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育
	<input type="checkbox"/> 3歳～5歳
	<input type="checkbox"/> 幼稚園

検索条件のリセット

キーワード欄に入力された名前より検索範囲の施設を検索します。検索した結果、該当しない場所の検索結果となった場合は追加のキーワードを入力して検索をお願いします。

選択された施設の種別に該当する施設を検索します。施設の種別の説明については [こちら](#) をご覧ください。

検索する

公表画面イメージ

3 検索結果 画面

検索結果に基づく施設情報が一覧で表示されますので、閲覧したい施設情報をクリックします。



4 施設詳細 情報画面

ここから検索

認可こども園

〒104-0032 東京都中央区八丁堀1-1-1 東京中央ビル7F

TEL 03-1234-5678

設置種別 幼保連携型 (認可型)

施設種別 認可こども園 - 幼保連携型

09:00~18:00 12:00~18:00 12:00~17:00

定員 100人 - 一時預かりなし - 病児保育 (非公費)

会員数: 東京都 公表年月日: 2020年04月01日

住所	〒104-0032 東京都中央区八丁堀1-1-1 東京中央ビル7F
電話	03-1234-5678
設置種別	09/09/30
施設種別	認可こども園 - 幼保連携型
営業時間(平日)	09:00 ~ 22:00
営業時間(土曜)	09:00 ~ 20:00
営業時間(日祝日)	09:00 ~ 20:00
利用定員数(合計)	27人
一時預かり事業の実施	なし
病児保育事業の実施	

教育・保育の提供内容に関する特色等

0歳児から真年齢による保育を行います。0から2歳児までの子どもについては、年齢のみに着目することなく、発達状況に合わせたきめ細やかな保育を行うためのクラス編成を行います。3歳以上の子どもについては、少子化によって真年齢の子どもを保育する機会が減少しやすくなることを考慮したクラス編成を行います。夕方・日中の豊かな入居環境が生まれ、年長に対する適切な配慮や、年少に対する個別支援や思いやりが育成されます。また、小学生の入学に際しては、卒業生と親しい人間関係が形成されているので、学校生活への移行がスムーズに行われます。

詳細情報 - 全て開閉 - 全て閉じる

- 教育・保育等の内容に関する事項
- 教育・保育に従事する従業者に関する事項
- 当該報告に係る教育・保育の利用料等に関する事項
- 集約機運等のために講じている措置に関する事項
- 教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項
- 当該報告に係る教育・保育提供に関する事項
- 施設等を運営する法人に関する事項
- 添付ファイル

9月30日時点における事業所の公表率と進捗状況

【特定教育・保育施設等（認可）】

79.1%

（登録施設 43,615箇所のうち 34,487箇所）

事業所		自治体		公表
未登録	入力中	市町村の 確認待ち	都道府県の 公表処理待ち	
2,596 箇所	4,628 箇所	1,409 箇所	495 箇所	34,487 箇所
6.0 %	10.6 %	3.3 %	1.1 %	79.1 %

【認可外保育施設】

79.7%

（登録施設 17,562箇所のうち 14,004箇所）

自治体 (都道府県または都道府県より権限移譲を 受けた市町村)	公表
入力中	
3,558 箇所	14,004 箇所
20.3 %	79.7 %